宮崎サンシャインズファンクラブ会員規約

以下の会員規約に同意の上、お申込みください。

第 1 条 ―会員規約の適用範囲―

この会員規約(以下本規約という)は、宮崎サンシャインズ事務局（以下事務局という）が運営する宮崎サンシャインズファンクラブの会員に提供される特典及び、会員の義務を定めたものです。会員は会員規約を承認のうえ、これを遵守するものとします。

第 2 条 ―宮崎サンシャインズファンクラブ―

宮崎サンシャインズファンクラブとは、球団を応援し、支援するファンのための会員制ファンクラブです。

第 3 条 ―会員種別―

会員には以下の種類があります。

1. 法人会員
2. 個人会員

第 4 条 ―入会手続き―

入会は、事務局が運営する WEB サイト(ホームページ等)からの申込み、もしくは所定の新規入会申込書に記入し、郵送か FAX で申し込み手続きをしてください。年会費を納付いただき、入金確認後、会員証を発行します。 一旦受領した会費はいかなる場合も返金できません。 また中学生以下の方が入会を希望する場合、保護者の同意が必要です。

第 5 条 ―会員証―

事務局は申し込み手続きおよび年会費入金確認後、会員証を発行します。

会員特典は会員証の提示により本会員のみに提供されます。第三者に会員証を譲渡または貸与する事は出来ません。

会員証の紛失、盗難、減失、その他の理由により会員が会員証の再発行を希望する場合、事務局は所定の手数料を申し受け会員証を再発行します。

第 6 条 ―会員の特典―

会員は事務局の定める特典を受けることが出来ます。

事務局は会員に予め通知することなく特典の内容を変更し、または提供を中断もしくは終了することが出来るものとします。

第 7 条 ―届出―

会員は以下の場合、事務局に速やかに連絡するものとします。

・入会申込書の記載内容に、変更があった場合

・会員証の紛失や、盗難にあった場合

第 8 条 ―有効期間―

会員の有効期間は申込み時から申込みシーズンの 12 月 31 日までとします。

第 9 条 ―会員資格の取り消し―

事務局は会員が以下の事例に該当する場合、その会員資格を取り消すことが出来るものとします。

・会員が、当クラブの体面を傷つけまたは、他の会員を含む第三者に著しく迷惑をかけた場合

・会員が、当クラブの運営を妨げる行為、誹謗する行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為 または、その恐れがある行為を行った場合

・会員特典で入手・購入したチケット、オフィシャルグッズ等を、営利目的をもって転売した場合

第 10 条―退会手続き―

会員が、有効期間内に退会を希望する場合、退会届を事務局に提出することにより、退会することができます。その場合事務局は、納付済みの会費を、返金しないものとします。

第 11 条―個人情報の取扱い―

事務局は、当クラブの運営に関して知り得た個人情報を次の各号の場合を除き、会員本人以外の第三者に開示または、漏洩しないものとし、かつ、当クラブの活動・運営の為に必要な範囲を超えて利用しないものとします。

・裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い、開示する場合

・個人情報を適切に管理するように、契約等により義務付けた業務委託先に対し、当クラブの活動・運営の為に必要な業務を、委託する目的で個人情報を提供する場合

・当クラブ活動・運営の向上等の目的で個人情報を集計、分析等する場合

・前号の集計、分析等により得られたものを、個人を認識または特定できない態様にて 提携先等第三者に開示する場合

・当クラブまたは当クラブの提携先等第三者に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で 電子メールの送信または印刷物の郵送等をする場合

・その他任意に会員等の同意を得たうえで、個人情報を開示または利用する場合

第 12 条―著作権等―

事務局が発行する当クラブの会報の記事・写真に関する著作権は事務局または事務局に対する情報提供者に帰属するものとします。

会員は会報に記載されている記事、写真等を著作権法等の法律で認められている範囲内で利用し無断掲載・コピーは一切行わないものとします。

第 13 条―会員規約の変更―

事務局は会員の了承を得ることなく会員規約を変更する事ができるものとします。

第 14 条―協議事項―

本規約の定めの無い事項または、本規約の解釈につき疑義が生じた事項については事務局の決するところによるものとします。